

町民の皆様へ

町民の皆様には、日頃より町政に対するご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。
皆様、災害に対する備えは大丈夫でしょうか。

近年、これまでに経験したことのない、大規模地震、大雨、大型台風による災害が全国各地で発生し、大きな被害をもたらしています。

本町においても、東日本大震災(H23.3.11)、令和元年東日本台風(台風19号:R1.10.12-13)、令和3年福島県沖地震(R3.2.13)では大きな被害を受けております。

これから起こりうる災害の想定とこれまでの被災経験を活かし、矢吹町防災マップを作成いたしました。

災害への備えを考えると、「自助」「共助」「公助」の3つが重要となり、連携することが不可欠となってきます。

「自助」とは、自分自身の身の安全を守ること。(家族も含まれます。)

「共助」とは、地域や周囲の人たちが協力して助け合うこと。

「公助」とは、市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助です。

町民の皆様には、「自分の身は自分で守る(自助)」、「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」という考えを持ち、日ごろから災害に備えておくことが重要であることをご理解いただくと共に、日ごろの防災対策として本防災ハザードマップをご活用いただきますようお願いいたします。

令和3年8月
矢吹町長 蛭田泰昭

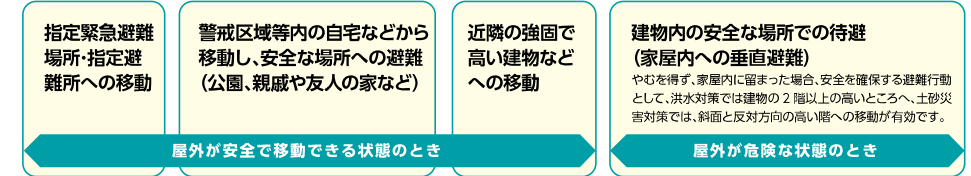
索引

町民の皆様へ・索引	1	非常時持出品の準備&チェック	12
避難行動ガイド①	2	ライフライン・医療機関 ・行政関係機関連絡一覧	13
避難行動ガイド②	3	避難所一覧	14
特別警報をご存知ですか?	4	矢吹町全図	15・16
風水害対策について	5	詳細図No.1	17・18
土砂ハザード情報について	6	詳細図No.2	19・20
洪水ハザード情報について	7	詳細図No.3	21・22
地震対策について	8	詳細図No.4	23・24
火災対策について	9	詳細図No.5	25・26
わが家の防災緊急メモ	10	詳細図No.6	27・28
わが家の防災対策&チェック	11	詳細図No.7	29・30

避難行動ガイド①

避難とは

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。



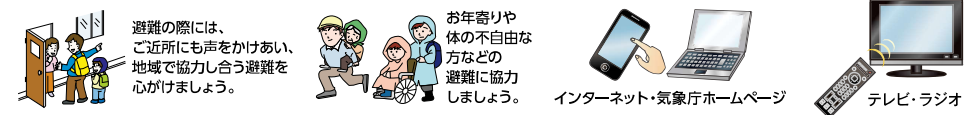
避難行動に関する行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。 立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。

※「自主避難」とは、避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入力しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(自主避難)することが命を守ることにあります。



大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、町が設定している基準に達した場合に高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保を発令します。また、高齢者等避難開始が発令されずに避難指示が発令される場合もあります。

※特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることにあります。



地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難指示を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに、避難指示を発令します。



その他

その他災害が発生するおそれがあるときに、避難指示を発令します。